

一般社団法人茨城県指定自動車教習所協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人茨城県指定自動車教習所協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県東茨城郡茨城町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員相互の緊密な連絡協調により自動車運転者教育の健全な発達を図りもって交通の安全と社会公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全に関する諸施策の推進事業
- (2) 自動車運転の教習・講習、自動車教習所運営の改善等に関する事業
- (3) 教習所職員の資質、能力向上に関する事業
- (4) 自動車運転の教習に関する図書及び教材等の合同調達
- (5) 関係行政庁及び関係諸団体等との連絡、協調
- (6) 福利厚生事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、茨城県において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 普通会員 茨城県公安委員会の指定を受けた自動車教習所を運営する法人であって、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 特別会員 この法人に特に功労のあった者、又は学識経験者で総会において推薦された者

2 前項の会員のうち普通会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

3 会員である自動車教習所は、この法人に関する代表者を定め書面をもって会長に届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(入会)

第6条 この法人の普通会員になろうとする者は、別に定めるところにより入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 普通会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければな

らない。

2 この法人の運営上、特に必要と認めるときは、総会の決議を経て、普通会員から臨時に会費を徴収することができる。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、いつでもその旨を会長に届け出て退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総普通会员の半数以上が出席し、普通会员の総数の3分の2以上の決議により、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨及びその理由を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 会長は、前項の規定により会員を除名した場合には、当該会員に対して除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総普通会员が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し又は解散したとき
- (4) 指定自動車教習所の事業を廃止し、又は指定を解除されたとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他抛出品の不返還)

第12条 資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の抛出品は返還しない。

第4章 総会

(種類)

第13条 この法人の総会は、通常総会として毎年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とし、通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(構成)

第14条 総会は、全ての普通会员をもって構成する。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総普通会员の議決権の10分の1以上の議決権を有する普通会员は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した普通会员のうちから選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、普通会员1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総普通会员の議決権の過半数を有する普通会员が出席し、出席した当該普通会员の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総普通会员の半数以上であって総普通会员の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない普通会员は、書面によって議決権を行使することができる旨があらかじめ通知された事項について、書面をもってその議決権を行使し、又は他の普通会员を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 理事又は普通会员が、総会の目的である事項について提案した場合においてその提案につき普通会员の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した普通会員又は理事の中から、その総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印して、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員

(役員等の種類)

第22条 この法人に次の役員を置く。

理事10名以上20名以内

監事3名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長とし、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表しその業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を行う。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(相談役)

第28条 この法人に、任意の機関として、相談役2名以内を置くことができる。

- 2 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 相談役は、理事会の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 相談役の報酬は、無償とする。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬等を支給することができる。

- 2 報酬等の額及び支給の基準については、総会において別に定める。
- 3 理事及び監事に対しては、総会において別に定めるところにより、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長、副会長及び監事が署名又は記名押印して、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は会長が理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会へ提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿についても備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第39条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

2 会員に剰余金の分配をする総会の決議は無効とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会決議により変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するために、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局長その他職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第11章 専門委員会

(専門委員会)

第45条 この法人は、第4条の事業を行うため必要に応じて各種の専門委員会を設けることができる。専門委員会の設置及び運用に関する規定は、理事会において別に定める。

第12章 雑則

(委任)

第46条 この定款の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は塚田長剛、副会長は安藤隆雄、鯨岡則雄、藤枝正泰、専務理事は黒澤安次とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において、読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

この定款の改正規定は、総会（平成26年6月13日）の承認のあった日から施行する。